回覧	令和	2年1	0月1!	5日(3	三股町)	代表2	s :52	2 – 1 1	11
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】【No.】

【内 容】

要> 1 ◆県外で暮らす学生をお持ちの保護者の皆さんへ <重

集> 2 ◆一般廃棄物処理基本計画(都城・北諸ブロック)策定に当たり、 <募 広く意見を求めます

- ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します
- 3 ◆「Start up!アグリセミナー~農の魅力を学ぶ!」の 受講者を募集します
 - ◆「ゼロからはじめる アプリ開発」セミナーの受講者を募集し ます

レ> 4 ◆「秋の読書週間」 三股町立図書館まつりを開催します <催

- ◆「三股町文化祭」を開催します
- ◆「令和2年度三股町表彰式」は規模を縮小して実施します
- <お知らせ> 5 ◆令和3年三股町成人式を開催します
 - ◆令和2年度ふぐ処理師試験受験資格認定講習会を実施します。
 - ◆年金生活者支援給付金制度のお知らせです
 - 6 ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
 - ◆令和3年度 小規模特認校制度利用の申請を受け付けます
 - 7 ◆令和3年度 調整区域制度利用の申請を受け付けます
 - ◆窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください
 - 8 ◆「長田峡ライトアップ」を開催します

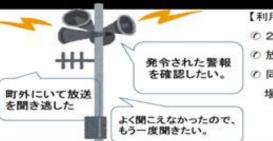






防災無線の放送内容が☎で確認できます!

.股町放送内容 🗗 0986-51-1417 【確認ダイヤル】 🕿 0986-51-1418



- ② 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる 場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係

【分類】 [No.]

容】 【内

- ◆景観への影響を考慮して、「一定規模以上の建築物などの 新築などを行う場合」は届出が必要になりました
- 10 ◆ブロック塀などの撤去費用を補助します
- 11 ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します
 - ◆消費生活セミナー開催のご案内
- 12 ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行ってい ます
- (子ども)
- <保健と福祉> 13 ◆10月末に、子ども医療費助成の対象となる人へ新たに受 給資格者証を郵送します
- <保健と福祉> 14 ◆大腸がん検診、肺がん検診を受けられる機会が残りわずか です! (一般)
- 【 <農業畜産業関連>
- ◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

- 15 ◆11月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知ら せします
- <相 談>16 ◆「行政相談」を実施します
 - ◆「人権相談」を実施します
 - 17 ◆「無料法律相談」を実施します
 - ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています
 - 「消費生活無料法律相談」を実施します





◆県外で暮らす学生をお持ちの保護者の皆さんへ

~三股町は県外で頑張る出身学生を応援します!~

町では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本町出身で県外在住の学生に、ふるさと三股を感じていただけるよう、本町の特産品を詰め合わせた支援品を送り、学生を支援する「ふるさと三股・県外学生応援事業」を行います。また、事業効果として本町の物産品PRと事業者の取り扱う商品の販路拡大を狙いとしています。

本町は、新型コロナウイルスに負けずに頑張っている学生の皆さんを応援します!町内の保護者の皆さんには、県外で頑張っている学生へこの内容をお知らせいただくようお願いします。

●対象者

この事業の対象者は、次の要件を全て満たす学生です。ただし、支援品を受け取れるのは、お申し込みのあった人の中から、対象者の要件を満たす先着470人に限ります。

- ・県外(※海外は除く)の専修学校、短期大学、大学、大学院、予備校などに在学し、県外に居住していること。
- ・保護者の住民登録が三股町内であること。

●支援品

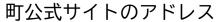
支援品は、ふるさと三股を感じる特産品(米、レトルト品、肉、お茶、調味料、など)2万円相当分です。支援品には常温品と冷凍品があり、その両方を送付します。ただし、発送は別々に行います。

●申し込み方法

学生さん本人が申込フォームに必要事項を記入し、申し込みください。 申し込む際に費用は発生しません。また、申し込みは一人1回のみです。 なお、郵送やFAXでの申し込みも可能です。詳しくは、町公式サイト を確認してください。

申し込みフォームのアドレス

https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/WZhWf6T0



https://www.town.mimata.lg.jp/contents/1013.html





●受付期間

申込期間は、10月20日から11月20日までです。定員になり次第、 受付を終了します。

●支援品の発送

支援品は、準備ができ次第、順次発送します。

●事業主催者

町、町農畜産物利用地域活性化推進協議会

【常温品】	【冷凍品】
CERTAIN AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE PART	MAXIMUN PERSONAL PROPERTY OF THE PROPERTY OF T
お米 (町産米)	牛肉(宮崎牛ロースステーキ、黒毛和牛たれ漬け)
レトルトカレー(宮崎牛カレーなど)	豚肉(どぶろく味噌漬け)
水出し茶(バイオ茶)	鶏肉(モモカット焼き)
調味料(塩御殿、ナチュラルマキシマム)	その他(ハンバーグ、大学いも)
	ツロ古はノハニッマナ

※写真はイメージです

※お問い合わせ先は

企画商工課 商工観光係(3階②番窓口) **☎**:52-9085(直通)にお願いします。

募集

◆一般廃棄物処理基本計画(都城・北諸ブロック)策定に当 たり、広く意見を求めます

この計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により、本地域における一般廃棄物の処理に関する計画を定めるもののうち、「ごみ処理基本計画」に位置付けられる計画です。また、長期的・総合的視点に立って、本地域における計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、排出抑制および排出から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるため、必要な基本的事項を定めることを目的に、素案を作成しました。この度これを公表し、町民の皆さんから意見を募集します。

意見の募集期間	10月15日(木)~11月12日(木)
公表の場所	 1)町役場 環境水道課 ※月曜日~金曜日の午前8時30分~午後5時(土・日曜日および祝日は除く) 2)町公式サイト(パブリックコメントページ)町公式サイトアドレス https://www.town.mimata.lg.jp/
意見の提出方法	公表の場所に設置してある「意見等提出書」をご利用ください。また町公式サイトからも取得できます。
提出方法	住所、氏名または団体名を明記し、封書で郵送またはご持 参ください。FAX、メールも受け付けます。
取り扱い および公表	1)寄せられたご意見などを考慮して、素案に反映させるとともに、その概要およびこれに対する町の考え方を公表します(住所、氏名などの個人情報は公表しません)。2)寄せられたご意見などを基に案を修正したときには、修正内容およびその理由について公表します。3)お寄せいただいたご意見などに対して、個別の回答はしません。あらかじめご了承ください。
結果公表場所 および公表	1) 町環境水道課で閲覧 2) 町公式サイトのパブリックコメントページに掲載

※意見の提出先・お問い合わせは、

〒889-1995 北諸県郡三股町五本松1-1

環境水道課 環境保全係 (2階 ④番窓口)

☎:52-9082 (直通) FAX:52-9761

メール: kankyo-k@town.mimata.miyazaki.jp にお願いします。

◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。 希望する人は、福祉課児童福祉係までお問い合わせ下さい。

■仕事内容=

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認、見守り。必要に応じて関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理および事務処理など。

#1.3女吐用	月曜日~金曜日	午後2時~6時30分 (小学校行事などで早出勤務あり)	
勤務時間 	土曜日・夏休み・	午前8時~午後6時30分	
	春休み・冬休み	(休憩1時間)	
<i>H</i> □	週休2日(日曜および交代で1日)・祝日		
休 日	12月29日~	1月3日	
募集人員	若干名		
給 与	月額平均116,000円		
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当		
U D	11月1日~令	和3年3月31日	
期間	(勤務実績が良	好な場合は再度任用あり。)	

■勤務地=

町内の児童館・児童クラブ

■応募条件=

- ①子どもの指導ができる人。
- ②放課後児童支援員、保育士、教員免許の資格がある人や経験者を優先します。
- ※お申し込み・お問い合わせは、 福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060 (直通) にお願いします。



ぶ!」の受講者を募集します

私たちの命の源である「食」を支える「農」。私たちの生活に「潤い」を与 える「農」。そんな「農」の魅力を新しい視点で学ぶ農ライフ入門セミナーで す。脱サラしておいしい野菜作りに取り組む野菜ソムリエや、脱サラして花 づくりに取り組む「風の丘ガーデン」を訪問して、見学や寄せ植え教室を体 験します。

また、ルピナスパークでは、国や県の充実した就農支援制度を学び、施設見 学、黒糖作り、そば打ちを体験するなど、農の魅力を発見するセミナーとな っています。興味のある人はどうぞ奮ってご参加ください。

■日程表 =

■口性权一			
日時	内容	会	場
11月24日	ルピナスパークで学ぶ!体験する!		
(火)	・穀物について学ぶ		
午前10時	穀物類の知識を学び、そば打ちや米粉ピザ作り		
~午後4時	などを体験します。	^_	.
1 12 = 13	(昼食を兼ねます。食事代500円程度)	高鍋	-
	・就農支援制度を学ぶ	県立	
	国や県の充実した就農支援制度を学びます。	大学!	校
	・施設見学と収穫加工体験		
	施設内見学と収穫体験、黒糖作りなどを学びま		
	す。		
11月26日	無農薬野菜の楽しみ方!		
(木)	・「づのファーム」(小林市)		
午前10時	畑の見学と野菜栽培・調理法について講話		
~午後4時	講師:野菜ソムリエプロ 大角恭代氏		
	(昼食は大角さんが栽培した野菜料理をいただき		
	ます。食事代1000円)	小林	市
	プロに学ぶガーデニングの魅力		
	・「風の丘ガーデン」(小林市)		
	温室の見学とガーデニングの基本		
	寄せ植え教室(材料代1000円)		
	講師:風の丘ガーデン代表 澁田信英氏		
ツ代田バラス			

※貸切バスで案内します

- ■定 員 = 7名(申込多数の場合は、申込書で選考します。)
- ■対象者 =農の魅力について学びたい人
- ■受講料 =無料(食事代、材料費のみ自己負担)
- ■締 切 = 1 1 月 1 7 日(火)
- ■主 催 =三股町地域雇用創造協議会

◆「Start up!アグリセミナー~農の魅力を学 I ◆「ゼロからはじめる アプリ開発」セミナーの受講者を募 集します

町地域雇用創造協議会では、アプリ開発の基礎を学ぶ初学者向けのセミナ ーを実施します。初めての人でもわかりやすい手順に従って、アンドロイド スマートフォンアプリを作るための基礎的な内容を学ぶ5日間のセミナーで す。ぜひこの機会に楽しみながら新しいスキルを身につけませんか。

- ■セミナー名 =ゼロからはじめる アプリ開発
- 師 =株式会社 Kaťaťium 東郷 剛 さん
- 場 =町まち・ひと・しごと情報交流センター 「あつまい」
- ■口 担 丰 -次の口担で 講美を行います

	■日 住 衣 一次の日性で、碘我を行いまり。				
	日時	内容			
1回目	11月 6日(金) 午後1時~4時	【タイマーアプリを作ろう】 ・アンドロイド開発の基礎を学習する。			
2回目	11月10日(火) 午後1時~4時	【計算機アプリを作ろう】 ・Javaプログラミングの基礎を学びな			
3回目	11月11日(水) 午後1時~4時	がら、アプリの制作を行う。			
4回目	11月17日(火) 午後1時~4時	【メモアプリを作ろう】 ・画面のページ移動やデーターベースの仕			
5回目	11月18日(水) 午後1時~4時	組みを学び、より実践的なアプリ開発を 行う。			

- ■受 講 料=無料
- ■対 象 者=アプリ開発の基礎を学びたい人、プログラミングの基礎を学び たい人
- 件=マウス操作やキーボードによる文字入力がスムーズに行えること
- ■定 員=8人(申込多数の場合は、申込書の内容を参考に選考します。)
 - ■申込締切=10月30日(金)
 - ※セミナーで使用するパソコンは用意します。

■ ※どちらのセミナーも新型コロナウイルスの感染拡大防止のため延期または 中止する場合があります。変更などについては町地域雇用創造協議会公式 サイトにてお知らせします。

- ※どちらのセミナーもお申し込み・お問い合わせは、
 - 三股町地域雇用創造協議会 ☎:51-5320 にお願いします。
- または、同協議会の公式サイトからもお申込みいただけます。
 - 「三股町地域雇用創造協議会」で検索→「セミナー申込」よりお願いします。

◆「秋の読書週間」 三股町立図書館まつりを開催します。

10月27日(火)から11月9日(月)は、「秋の読書週間」です。 期間中、町立図書館では「図書館まつり」として、各種のイベントを行い ますので、たくさんのご来館をお待ちしています。

- ■雑誌リサイクル…10月22日(木)午後1時~3時 多目的ルーム(学習室) ■図書館の保存期間を過ぎた雑誌をリサイクル配布します。
- ■図書館映写会(定員15名・予約制)…10月27日(火) 10月28日(水)

上映作品「深夜食堂」 出演:小林 薫、高岡早紀 ほか

- ①午前10時10分~午後12時10分 多目的ルーム(学習室)
- ②午後2時~4時 多目的ルーム(学習室)

観覧希望の方は、図書館窓口または電話で事前にお申し込みをお願いします。各上映、定員に達し次第、受付は終了します。

- ■こどものためのとしょかんシアター・・・11月7日(土)多目的ルーム (学習室)
 - ①午前11時~午後12時 「おしりたんてい」
 - ②午後2時~2時50分 「くまのアーネスト」
 - ③午後3時~4時30分 「皇帝ペンギン」

事前申し込みはありませんが、密接をさけるため、座席数を15席とさせていただきます。満席の場合は、入室をお待ちいただく場合もありますのでご了承ください。

- ■ハロウィン・・・10月31日(土) ハロウィン当日、図書館に本を借りに来てくれたお友達(高校生以下) にプレゼントを用意しています。限定100個です。
- ■手づくり「しおり」のプレゼント・・・1 1 月 1 日(日) ~ 1 1 月 8 日(日) 期間中、本を借りた人全員に、町立図書館オリジナルの手づくりしおりをプレゼントします。
 - ※新型コロナウィルス感染症の状況により、 各イベントは、延期や中止になる場合があります。
 - ※お問い合わせは、三股町立図書館
 ☎:51-3200 にお願いします。



▶ ◆「三股町文化祭」を開催します

毎年、多くの個人・団体が出展する「三股町文化祭」を、感染症対策を 行いながら今年も次のとおり実施します。

絵画・書・木工・陶芸など、各分野の芸術作品が一堂に展示されます。 また、三股町ふるさとまつりが延期されたため、今年度はみまたん絵コン クール受賞作品も展示されます。ご家族、ご友人をお誘い合わせのうえ、 ぜひ気軽にご来場ください。入場は無料です。

【日時】=11月14日(土)午前9時~午後5時 15日(日)午前9時~午後4時

【場所】=町武道体育館

感染症対策のため「三密」の防止が困難な場合、入場制限を行う場合が あります。

※お問い合わせは、教育課文化係(三股町立文化館)

☎:51-3462 にお願いします。

◆「令和2年度三股町表彰式」は規模を縮小して実施します

町では毎年、町政の振興や町民の福祉増進、産業の進展などに功労のあった人、町民の模範と認められる活動をした人などを表彰しています。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受賞者や会場にこられる皆さんの健康・安全面を第一に考慮した結果、規模を縮小し、受賞者と関係者(団体)のみを招待して行うことにしました。ご理解をよろしくお願いします。

なお、関係者(団体)へは、案内文書を送付します。

- ■日 時=11月3日(火・文化の日)午前10時~11時
- ■場 所=町文化会館
- ※お問い合わせは、

総務課 秘書広報係(2階 ①番窓口)

☎:52-1113(直通)にお願いします。



お知らせ

◆令和3年三股町成人式を開催します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配されるところではありますが、町では、一生に一度の成人式を大切なお友達と一緒に迎えていただくために、「新しい生活様式」に基づく感染対策を行いながら、次のとおり可能な限り開催する方向で準備を進めています。

- ■日 時=令和3年1月5日(火) 午前10時30分~11時30分(予定)
- ■会 場=町立文化会館
- ■受け付け=午前10時~
- ■対 象=平成12年4月2日~平成13年4月1日の間に生まれた人 ※新成人者には10月中旬頃にはがきで案内します。就職・進学で町から 転出した新成人者にも家族が町内在住であれば、文書を送付します。

「新成人の誓い」発表者などを募集します

成人式で、「新成人の誓い」の発表者や成人証書受領者を募集しています。 20歳の記念に応募してみませんか。なお申し込み多数の場合は選考となります。

■内容=

- ・「新成人の誓い」発表者…1人 新成人者としての誓い・決意を400字詰め原稿用紙3枚程度にまとめ、 発表します。
- ・成人証書受領者…1人 新成人者を代表して成人証書を受領します。
- ■募集締切=10月30日(金)
- ※ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から 令和3年三股町成人式が中止になる場合もあります。
- ※お問い合わせは、

教育課 生涯学習係(町中央公民館内)

☎:52-9311 (直通) にお願いします。



◆令和2年度ふぐ処理師試験受験資格認定講習会を実施し ます

ふぐ処理師試験受験資格認定講習会が本年度は次の日程で実施されます。

■講習会開催日

【学科】11月16日(月) 午前9時30分~午後4時30分 【実技】11月17日(火) 午前8時30分~午後5時30分

■開催場所

【学科】宮崎県総合保健センター 視聴覚室 (宮崎市霧島1-1-2) 【実技】宮崎市保健所 調理室 (宮崎市宮崎駅東1-6-2)

■受講料

12,000円

■申込先

都城地区食品衛生協会 (都城市上川東3-14-3 都城保健所内) 電話:25-3213

※ふぐ処理師受験資格として、調理師免許をお持ちでない人は、2年以上 の調理従事経験と、本講習会の受講証明が必要です。

■申込締切

11月10日(火)



※お問い合わせは、

(公社)宮崎県食品衛生協会

☎:0985-31-9568 にお願いします。

◆年金生活者支援給付金制度のお知らせです

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が、一定 基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給され るものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、 日本年金機構(年金事務所)が実施します。

■対象となる人

●老齢基礎年金を受給している人

次の要件をすべて満たしている必要があります

- 65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- ●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件を満たしている必要があります

・前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる人

対象となる人には、日本年金機構が10月中旬頃から、<u>請求ができることのお知らせを送付</u>します。同封のはがきが年金生活者支援給付金の請求書です。記入して提出してください。<u>令和3年2月1日までに請求手続きが完了すると、</u>令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

- ■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。
- ◎日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。
- ◎年金生活者支援給付金の請求でお困りになったときは、お電話ください。
- ※お問い合わせは、『ねんきんダイヤル』

本: 0570-05-1165 (ナビダイヤル) にお願いします。

Ⅰ ◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報 提供とあっせんを無料で行っています。

■家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

9月24日現在

		3月4年155年
仕事の内容	委託地域	工賃
医療用ガウンの仕上げ	三股町、都城市	1枚 11円
大島紬マスク縫製	三股町、都城市	1枚100~150円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内(要相談) 小林市内一部地域	1個 10~50円
部品組み立て、部品外観検査 (キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個0.3~1.8円
婦人服のホック付け、釦付け、 しつけ縫い	三股町、都城市	30円~
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4~20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反2万~4万5千円

■事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか? 内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」を ご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号 県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 **☎・**FAX:25-0300 相談日:月〜金曜日(土曜・日曜・祝日は休み)相談時間:午前9時〜午後5時 詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

◆令和3年度 小規模特認校制度利用の申請を受け付けます

小規模特認校制度とは、恵まれた自然環境の中で小規模校の特性を生かし、心身の健康を増進し、体力づくりをするとともに、学ぶ楽しさと豊かな人間性を育てたいと希望する児童と保護者に一定の条件のもと、通学区域外からの転入学を認めるものです。

- ■対象学校=梶山小学校・長田小学校
- ■対象学年=全学年・令和3年度の新入学児童
- ■申請方法=「通学区域外通学申請書」を学校教育係の窓口に提出してく ださい。
 - ※申請書は、学校教育係(中央公民館内)にあります。
- ■受入人数=梶山小学校:新入学児童…4名程度

他の学年…若干名

長田小学校:新入学児童…7名程度

他の学年…若干名

- ■申請期間=11月2日(月)~11月30日(月)
- ■許可決定=12月中旬頃に申請があった保護者へ直接お知らせします。
- ※希望者多数の場合は抽選を行います。
- ※通学方法は、基本的に保護者の送迎とします。スクールバスを運行していますが、定員があり、令和3年度の新規受入人数は8名です。
- ※申請書を提出しなければ、就学指定小学校に通学することになります。
- ※お問い合わせは、

教育課 学校教育係(中央公民館内)

☎:52-9314 にお願いします。



Ⅰ ◆令和3年度 調整区域制度利用の申請を受け付けます

町内の小学校には、それぞれ通学区域が定められていて、皆さんが住む通 学区域の学校に通学することになります。

ただし、三股西小学校区の下新馬場、稗田、東植木、西植木の4地区に住む人は、調整区域制度の利用申請をして、認められた場合に、三股小学校へ通学することができます。通学を希望する保護者は申請をしてください。

- ■対象学年=令和3年度の新入学児童
- ■申請方法=「通学区域外通学申請書」を学校教育係の窓口に提出してく ださい。
 - ※申請書は、学校教育係(中央公民館内)にあります。
- ■受入人数=10名
- ■申請期間=11月2日(月)~11月30日(月)
- ■許可決定=12月中旬頃に申請があった保護者へ直接お知らせします。
- ▮ ※希望者多数の場合は抽選を行います。
- ※申請書を提出しなければ、就学指定小学校である三股西小学校に通学する■ ことになります。

※お問い合わせは、

教育課 学校教育係(中央公民館内)

☎:52-9314 にお願いします。



- ◆窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください -網戸に補助錠をつける、ベランダに台になる物を置かない対策を-
- ■転落事故防止ポイント
 - ・窓やベランダ周辺の環境づくり
 - ① 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かないようにしましょう。特に、エアコンの室外機の置き場所は工夫しましょう。
 - ② 窓、網戸、ベランダの手すりなどに劣化がないかを定期的に点検しましょう。
 - ③窓を閉めていても、子どもが勝手に窓を開けないよう、窓や網戸に は、子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。換気をす る際も同様です。
 - ・子どもの見守り・子どもの教育
 - ①子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。
 - ②窓を開けた部屋やベランダでは子どもだけで遊ばせないようにしましょう。
 - ③ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせないようにしましょう。
 - ※転落事故が起こらない環境づくりを行いましょう。





※お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065 (直通) にお願いします。

\夜の素敵な景観/

↓ ◆「長田峡ライトアップ」を開催します

今年も紅葉シーズンにあわせて、地元「長田峡きらめき隊」主催で公園内 のモミジや滝をライトアップします。モミジと峡谷美の昼間と夜間の違いを ぜひご覧ください。

今年は新型コロナウイルス感染拡大予防の観点からイベントは開催されません。散策の際は、マスク着用・3密回避にご配慮いただき、どうぞゆったりとお楽しみください。

■日程

11月1日(日)~11月30日(月)

■点灯時間

午後5時~8時

※荒天などで予告なしに中止する場合もあります。

■場所

長田峡公園

三股町大字長田6580-1

※自然公園ですので、特に雨天後は滑りやすく歩きづらい場所もありま す。運動靴などでお越しください。

■主催

長田峡きらめき隊 代表 尾山卓(おやま たかし) 「長田峡きらめき隊」長田峡公園の清掃、整備活動など長田峡を中心とした地域活性化を目的に平成31年3月に発足。構成員は、地元の壮年クラブ、さんさんクラブなど30人

■共催

三股町、宮崎をひかりで変える委員会 「宮崎をひかりで変える委員会」: 県建築士会などで構成する組織

■協力

"いきいき集落"長田、長田壮年クラブ



■助成

公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業により実施します、

※お問い合わせは、

都市整備課(2階 ③番窓口)

☎:0986-52-9067 にお願いします。
詳細は、町公式サイトなどで決まり次第案内します。

◆景観への影響を考慮して、「一定規模以上の建築物などの 新築などを行う場合」は届出が必要になりました

景観法に基づき令和2年3月に策定した「三股町景観まちづくり計画」と 景観条例の制定に伴い、10月1日から「一定規模以上の建築物や工作物(太 陽光発電施設含む)など」の新築などを行う場合、町へ着手の30日前まで に届出が必要になりました。

届出後、本町の景観まちづくり計画で定めている、建築物などの配置や色彩基準といった景観形成基準にどのくらい沿っているか確認し、基準への誘導を図っていきます。

本町の良好な景観の形成のため、協力をお願いします。詳しい基準の内容 や様式などは末尾のパンフレットや町公式サイトで確認をしてください。

1. 届出の対象となる行為や規模

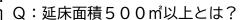
種別	届出対象行為	規模
建築物	新築、増築、改 築、移転	高さ10m以上または延床面積500㎡以上
	外観を変更す	前記の規模で外観を変更する予定の見付面積
	る修繕、模様替	の合計が全体の1/2以上となるもの
	え、色彩変更	※見付面積は風を受ける建物の面積のこと
工作物	新築、増築、改	○塔状工作物
	築、移転	高さ10m以上(電柱類を除く)
		○垣、柵、塀、擁壁など
	外観を変更す	高さ2m以上のもの(柵や擁壁が複合してい
	る修繕、模様替	る場合は合計の高さ)
	え、色彩変更	○太陽光発電施設など
		太陽電池モジュールの合計が500㎡以上
BB 35.7~ 14.	₩₽ <u> </u>	のもの
開発行為	都市計画法第	開発面積が1,000㎡以上のもの
	4条第12項	
	に規定する開 発行為	
土地の形質	土地の開墾お	 行為に係る土地の面積の合計が <mark>500㎡以上</mark>
の変更	よびその土地	のもの
り交叉	の形状の変更	※農林業を営むためのもの(土地の開墾、水
		面埋立、宅地造成を除く)、土地改良法による
		土地改良事業は対象外
木竹の伐採		伐採面積 1, 000 m以上のもので、伐採後
\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		に林地の開発を行うもの。天然更新・植林を
		行うものは対象外
土砂の採		行為に係る土地の面積の合計が500㎡以上
取・鉱物の		のもの
採掘		

届出が必要になる規模の目安(建築物の場合) 「高さ10m以上または延床面積500㎡以上」

Q:高さ10m以上とは?

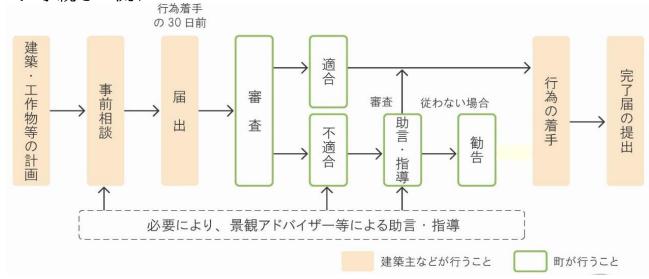


A:1 階3mとすると3階建は高さ9mで届出は必要ありません。



A:面積500㎡は、約300畳・約150坪の広さです。 町内では、第2地区分館や第7地区分館が500㎡程度の公共 施設です。

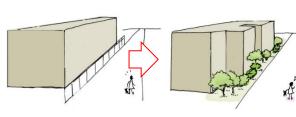
2. 手続きの流れ



※建築確認申請やその他法律に伴う手続きは別途必要です。

参考:大規模な建築物の外壁の工夫

|大規模な建 | 築物は圧迫 | 感を与えや | すい。



- より印象を和らげるための例
- ・建物の形を工夫する。
- ・植栽により見える範囲を小さくする。

※届出先及びお問い合わせは、

都市整備課 都市計画係(2階 ③番窓口)

☎:52-9067 (直通)

E-mail:tosise-k@town.mimata.lg.jp にお願いします。

◆ブロック塀などの撤去費用を補助します (令和2年度末までの2年間限定の事業です)

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、 通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい 事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの撤去を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、撤去に必要な費用の一部を助成します。

■ 対象となるブロック塀など =

- ・小学校からおよそ500次の範囲にある道路に面したもの
- ・ひび割れ、破損、変色・風化、塀の傾きや、ぐらつきのあるもの
- ※ブロック塀などとは?
 - →コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀など

■ 対象工事 =

ブロック塀などの撤去工事

■ 補助額 =

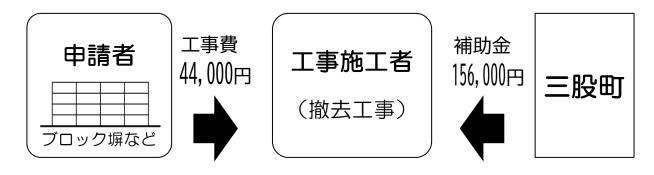
<u>最大15万6,000円まで全額補助します。</u>

- ※ただし①~④のうち、最も低い額が上限となります。
 - ①一つの敷地につき15万6,000円
 - ②撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/m
 - ③撤去するブロック塀などの見付面積につき1万円/㎡
 - ④撤去費用の見積額

※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」 を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で撤去工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

●「代理受領制度」のイメージ (ブロック塀などの撤去工事費用20万円のとき)



※消費税は申請者負担となります。

■ ブロック塀などの撤去の件数 = 8件程度

※定数になり次第、締め切ります。



※お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065 (直通) にお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を 目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図 るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、 補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

■耐震診断

・対象となる建築物 = 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

・耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり6万円のうち、国・県・町が5万4,000円を補助) ※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。 詳しくは窓口までお問い合わせください。

・耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐 震診断を行い、結果をお知らせします。

・耐震診断の棟数 =

13棟

※定数になり次第、締め切ります。

※お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065 (直通) にお願いします。



◆消費生活セミナー開催のご案内

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターと共催で、次のとおり、消費生活に関するセミナーを開催します。

1. 日時・場所=

日時	場所	テーマ	対象	定員	申込期間
11月29日 (日) 午前10時 ~正午	町総合福祉セ ンター (元気の杜)	オンライン時代の ゲームの安心・安全 に向けて(注1)	小学生の 保護者	2 0	要予約 ※各開催日の
2月14日 (日) 午前10時 ~正午	沖水地区 公民館	これでばっちり! 相続と贈与	一般	2 0	1カ月前より 受付

(注1)新型コロナウイルスの影響により、今回は会場内でのオンラインセミナーとなります。

※日程・テーマが変更になる場合は、回覧・ホームーページでお知らせ します。

2. 受講料= 無料



※お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999

都城市消費生活センター **☎**:23-7154

にお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容=

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車 (新車及び中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置 を設置する人に費用の一部を補助するものです。(購入する前に、申請が 必要です。)

■補助対象装置=

①急発進防止装置

停止時又は低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急 発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時又は低速走行時に前方及び後方の壁や車両を検知している状態 でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者=

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税等を滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町及び都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会等に積極 的に参加する人

■補助対象経費及び補助額=

Hassas assault State Hassas St				
補助対象経費	補助金の額			
会交送所に状況の状業に悪土で 奴隶	取付けに必要な費用の3分の2以内			
急発進防止装置の装着に要する経費	の額とし、5万円を上限とする。			
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装	取付けに必要な費用の3分の2以内			
置の装着に要する経費	の額とし、7万円を上限とする。			
A 田 日) 、 8 ビル の壮 芝 2 亜 十 2 奴 書	取付けに必要な費用の3分の2以内			
ATワンペダルの装着に要する経費	の額とし、15万円を上限とする。			

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り 捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法=

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110 (直通) にお願いします。

保健と福祉(こども)

◆10月末に、子ども医療費助成の対象となる人へ新たに 受給資格者証を郵送します

11月診療分から、子ども医療費助成の内容を変更するので、対象となる小学生と中学生に新たに受給資格者証を郵送します。

1. 対象となる人

三股町に住所がある小学1年生~中学3年生

中学生のいる家庭で、6月上旬に郵送している受給資格認定申請書をまだ 提出していない人は、医療費の助成を受けられませんので、至急提出してく ださい。

※ただし、生活保護法による保護を受けている人や、他の医療費助成(母子父子家庭医療費助成・重度心身障害者医療費助成など)を受けている人は対象になりません。一部、併用可能な医療費助成(育成医療・小児慢性特定疾患医療費助成など)もあります。詳しくはお問い合わせください。

2. 助成内容について

【10月受診分まで】

	(1 ° /1 × h) /1 · · · ·				
		乳幼児	小学生	中学生	
外	来	無料	1,000円/1診療報酬明細書	_	
薬	局	無料	1,000円/1診療報酬明細書	_	
入	院	無料	無 料 (払い戻しの手続きが不要)	無 料 (払い戻しの手続きが必要)	

(-:助成無し)

【11月受診分から】

	乳幼児	小学生	中学生
外来	無料	200円/1診療報酬明細書★	200円/1診療報酬明細書
薬局	無料	無料	無料
入院	無料	無 料 (払い戻しの手続きが不要)	無 料 (払い戻しの手続きが <mark>不要</mark>)

★ 診療報酬明細書とは

1 医療機関につき、1人ひと月1枚作成される診療記録で、通称「レセプト」といわれます。レセプトは、入院・外来ごと、健康保険ごと、総合病院などにおいては医科・歯科・調剤(薬)ごとに1枚作成されます。

3. 受給資格者証について

10月末に黄色の受給資格者証を郵送します。

11月1日以降、県内の医療機関窓口で、「健康保険証」と「子ども医療費 受給資格者証」を提示することで、保険診療分の医療費の助成を受けることができます。

※小学生は、10月末までは現在お持ちの受給資格者証をお使いください。

~こんなときは助成を受けることができません~

- ①病院や薬局で受給資格者証を提示しなかった場合
- ②健康保険が適用されない場合
- ③交通事故など、第三者行為による診療の場合
- ④三股町外へ引っ越した場合
- ⑤学校保健安全法「医療券」で受診する場合
- ⑥学校での負傷や疾病、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害 共済給付の対象となる場合
- ※県外の病院や薬局を受診した場合は、一旦自己負担分を支払った後、役場で払い戻しの手続きが必要です。領収書は必ず保管してください。 ただし、払い戻しの対象は保険診療分の医療費のみです。

4. 届出

保険証に変更があった場合や、氏名・住所・口座などに変更があった場合は、児童福祉係に届出をしてください。

- 5. 医療機関の適正受診にご協力ください。
- ①診療時間内の受診を心がけましょう
- ②ハシゴ受診をしないようにしましょう
- ③かかりつけ医などを持ちましょう
- ④夜間や休日、病院に連れて行くか迷ったら「小児救急電話相談」を 利用しましょう

[#8000](シャープ8000)

「0985-35-8855」(ダイヤル回線)

⑤ジェネリック医薬品を活用しましょう

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通)にお願いします。



保健と福祉(一般)

◆大腸がん検診、肺がん検診を受けられる機会が残りわずかです!

がんによる死亡原因の中で、男性は肺がん、女性は大腸がんが上位に位置しています。早期発見・早期治療のため、受診し忘れていた人はこの機会に検診を受けましょう。対象者には、6月頃に受診票、採便容器が送られています。

	大腸がん		肺がん	
対象者	40歳以上の町民 (昭和56年4月1日以前に生まれた人)			
検診内容	・便潜血検査 (採便容器を使って2日間に わけて便をとり、提出します。)			レントゲン撮影 (条件に該当する人のみ)
個人負担 料金	500円(※)			無料
日程	10月25日(日) 11月1		5日(日)	11月22日(日)
場所			三股町健康管理 センター	
受付時間	午前9時00分~午前10時30分			
その他	☆受診票、採便容器を必ず持ってきてください。 紛失した場合は、再発行ができますので、事前にご連絡ください。 ☆大腸がん検診、肺がん検診を既に受けた人や、職場で受ける人、 個人で定期的に検査をしている人は、改めて受ける必要はあり ません。			

- (※)①②に当てはまる人は料金が免除になります。
- ①生活保護世帯の人・・・福祉課社会福祉係で<u>生活保護世帯である証明書</u> の交付を受け、検診当日にお持ちください。
- ②75歳以上の人・・・保険証を検診当日にお持ちください。
 - ※お問い合わせは、町健康管理センター ☎:52-8481にお願いします。

農業畜産業関連

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

9月に群馬県で豚熱(CSF)の発生が確認されました。本病に有効な ワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響は甚大なもの となります。

また、アフリカ豚熱(ASF)や口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と 畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルス の侵入を防ぎます。

- ②踏み込み消毒槽の設置と点検
 - 踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③農場訪問者の記録と立ち入り規制 農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬 車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておき ましょう。
- ④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所 (**☎**:62-5151)に連絡しましょう。

- ※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。 農業振興課(役場3階 ③番窓口)までお越しください。
- ※お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)

☎:52-9088 (直通) にお願いします。

◆11月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせ します

★11月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

, , , , , , , ,	回収日:11月4日・11月18日(水曜日)
日 時	≪午後1時30分~3時≫
場所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10~ 15kg 程度にひもなどで縛って搬入してください。
搬入方法	注意①:サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、 種類が違うため、分別して処理してください。 注意②:金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を 取り除いて持ち込んでください。
	※分別については、右のページの表を確認してください。
注意事項	 ★処理料金は現金支払いです。 ★印かん(認め印可)をお持ちください。 ★処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出 業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられていま す。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

分別が徹底されていない場合は、 持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム	〈処埋料金 Ikgあたり´イ円〉
種類	注意点
・ <u>農ビ</u> マーク入りのもの ・透明の農ビ	・10~15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO)〈処理料金 1 kg あたり23円〉種類注意点・軟質ポリ・シート状のものは、重さ10 kg 前・ポリ系フィルム後にまとめて、ダンバンドなどで・不織布、灌水チューブなど結束する。

③その他 〈処理料金 1 kg あたり53円〉

種類	注意点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック・ブルーシート・サイレージネット・ポリ製農薬容器・水稲用育苗箱・農業用タンクなど	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、 電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡ス チロールなど)は、回収できません。 産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口 **☎**:52-9086(直通)にお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、 公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。 また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運 営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困ってい ることはありませんか?

相談は無料で予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守り ますので、気軽にご相談ください。

期	B	11月2日(月)	11月16日(月)
相談	委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	西留 文夫
時	間	午前10時~正午	
場	所	町総合福祉センター「	元気の杜」

- ※相談委員は、変更になる場合があります。
- ※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。
- ※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



※お問い合わせは、総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112 (直通) にお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談

期	日	11月5日(木)
時	間	午前10時~午後3時
場	所	JR三股駅多目的ホール「M★うぃんぐ」
相影	炎 員	たけのした ようこ たけのうち すずこ 竹之下 洋子、竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談

日時	平日の午前8時30分~午後5時15分
場所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせは、

・特設人権相談:総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

·常設人権相談: 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 にお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期	日	11月17日(火)
時	間	午後1時30分~4時30分(1人30分)
場	所	町総合福祉センター「元気の杜」
内	容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し	込み 法	相談は <mark>予約制</mark> です。 相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会

本:52-1246 にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け 付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

■時 間 = 午前9時~午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎:52-1246 にお願いします。



「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日 程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住 む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありました ら、ぜひご利用ください。

期	【都城市】11月27日(金)
時 間	【都城市】午後1時~午後4時
場	【都城市】市消費生活センター(都城市役所本館2階)
内容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	 ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合せください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

5:23-7154

※お問い合わせ・お申し込みは 町福祉・消費生活相談センター

都城市消費生活センター

にお願いします。



 $\mathbf{\Xi}: 52 - 0999$